

121.12

願書又は中間書類に記載された手続をする者（その者の代理人を含む。）の印が
識別番号に係る届出のものと相違する
場合の取扱い

願書又は中間書類に記載された手続をする者（その者の代理人を含む。）の印が識別番号に係る届出の印と相違する場合には、当該手続を行った旨の記載をすべき旨の補正を命ずる。

その際には、識別番号に係る届出の印を変更したのであれば、その変更の届出をし、併せて当該手続補正指令に対しては手続補正書の提出に代えて識別番号に係る届出の印を変更する届出を提出した旨を記載した上申書を提出すべき旨を「なお書き」で記載する。

（改訂平成23・11）